

公営企業における令和4年度決算に係る資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、公営企業における令和4年度決算に係る資金不足比率の算定を行ったところ、次のとおりとなった。

○ 資金不足比率

下記のいずれの会計も資金不足は生じておらず、経営健全化基準に該当しない。

	算定値	経営健全化基準
工業用水道事業会計	— (資金不足なし)	20.0%
病院事業会計	— (資金不足なし)	
下水道事業会計	— (資金不足なし)	

※港湾整備事業特別会計については、9月に公表予定。

参考（用語解説）

○資金不足比率・・・各公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する割合

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模（営業収益等）}}$$